

2022（令和4）年度 事業計画

基本理念

『共に生き、共に育み、安心して暮らせる福祉社会を目指して』

本会は、「共に生き、共に育み、安心して暮らせる福祉社会を目指して」の基本理念に基づき、高齢者や障がい者が安心して生活できる地域づくり、若い世代が安心して子育てできる環境づくりなど、士別で生活するすべての市民が自立し幸福な生活が送れるよう、住民主体の社会福祉活動を推進します。

事業方針

今日、経済情勢の厳しさなどから、経済的困窮や低所得の問題が表面化してきたことと併せ、社会的孤立の問題や、権利擁護の問題など、生活課題は多様化し深刻化してきています。

また、地域においては、少子高齢化や核家族化の進行、生活様式の変化に伴い、地域社会や家族の様相は大きく変化してきており、地域における住民相互のつながりの希薄化などを背景に、地域社会を取り巻く環境は大変厳しさを増しており、子育てや介護、生活困窮など、福祉ニーズがますます複雑化・多様化しており、地域全体の連帯感を深め、支え合い・助け合いによる福祉増進が、重要且つ急務となっています。

今後こうした問題の解決のために社会福祉協議会は、社会福祉法でその地域福祉を推進する中核団体と位置付けられており、地域共生社会の実現を目指し、住民や他市町村社協、相談支援機関及び行政等との連携を図り、地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築を図ることが求められています。

このため本会は、地域住民の複合化・多様化した支援ニーズに対応するため、個人やその世帯の地域生活課題を把握し、高齢者や障がい者等の個々のニーズに対応した利用者の問題を解決していくことができる包括的な支援体制づくりに努め、利用者本位の介護保険事業等、福祉サービスを提供していきます。

現在、地域の身近なところで総合的な相談やサービスの適切な利用に結び付けられる体制整備も急務となっていることから、今後におきましても、地域住民の相談を包括的に受け止め、行政をはじめ自治会やボランティア、民生・児童委員、各事業所や地域で活躍する団体とも連携し、必要に応じた適切な支援関係機関につなげ、相談者とその世帯が抱える諸課題の解決を図り、継続した新型コロナウイルス感染症予防の徹底に努めながら、誰もが安心して暮らすことができる地域福祉事業を推進して参ります。

事業計画

1. 全戸会員制の充実

社会福祉事業の組織的活動の促進と地域福祉の推進を図るため、社協の全戸会員制を目指し、各自治会にご理解とご協力を頂いております。

今後さらに、自治会未加入世帯に対して自治会連合会と連携し、会員加入の促進に努めます。

2. 社協組織・財政基盤の強化

今日、士別市においても共に生き、共に支えあう地域福祉活動が、非常に重要視されており、社協の果たす役割として、このような活動をさらに推進していくためには、社協組織の維持強化と財政基盤の確立が大きな課題となっています。

まず、組織強化につきましては、主体的且つ的確な判断運営を行う役員体制強化と、その執行についての議決機関である評議員会の機能強化を図ります。

また、事務局職員体制につきましても士別市の援助協力を受けながら、少子高齢化社会や介護保険制度等に対応すべく、総合相談・支援活動の中核的機能を十分に果たせるよう、マネジメント及び専門的技術・知識を有する職員体制整備に努めます。

特にこのための対策として、北海道社会福祉協議会等主催の役職員向け研修会・講習会に積極的に参加することと併せ、社協独自の研修会開催に加え、社会福祉士・介護福祉士等資格取得のための助成制度の活用促進により、役職員の資質向上を図るとともに、福利厚生を整備など職員の働きやすい職場環境づくりを進めます。

次に、財政基盤の強化については、社会福祉基金・財政調整積立金・介護保険財政調整積立金の維持を図り、社会経済情勢の変化や災害時等の際に安定的な福祉事業を推進するため、今後も基金・積立金の健全運用に努めます。

3. 広報広聴活動の充実（情報収集・情報提供体制の充実）

市民の社会福祉活動に対する理解と参加を得るため、さまざまな機会を通じ、その住民福祉活動についての情報提供に努めます。

また、社協事業について各種の総会や会議、研修会、出前講座などでの周知の他、市内全戸配布の社協だよりの継続発行を図るとともに、ホームページをはじめとするSNSを活用した迅速な情報発信に努めます。

さらに、第三者委員による士別市地域福祉実践計画に対する懇談会・市民の心配事相談窓口を引き続き開設し、積極的に市民の声の広聴活動（情報収集）に取り組めます。

4. 地域活動の強化

(1) 支部活動の推進

市内の地区自治会連合会を単位とした支部（中央・上士別・多寄・温根別・朝日）活動は、市の支所及び出張所並びに地区連合会の各自治会の協力によって各種事業が推進されています。

また、各支部間の情報を共有し、住民が互いに創意と工夫を持ち寄り、支えあって暮らすことのできる福祉のまちづくりを進めてまいります。

(2) 士別市小地域ネットワーク活動推進事業

自治会等の小地域を基盤とし、住民の参加・協力により地域の中で援護が必要な方々の生活を見守るとともに、隣人同士の支えあい活動を推進し地域全体をつなぐネットワーク活動へと発展することを目的として、更なる拡充等の取組みを推進します。

(3) 福祉パトロール事業【士別市受託事業】

日常生活を送るうえで不安のある高齢者単身世帯等を対象に、自治会を中心とし民生委員等が連携して、家庭訪問・電話連絡等による見守り・安否確認を行う「福祉パトロール事業」を推進します。

(4) 士別市地域サロン開催支援事業の推進 [士別市受託事業]

高齢になっても住み慣れた地域で、近隣や地域との交流を図り、孤立することなく健康で安心安全な生活ができるよう、自治会（市民）が主体となつての茶話会・お食事会等のサロン事業について士別市より委託を受け、そのコーディネート、及び事業の更なる拡大等の取り組みを推進します。

(5) 災害に強い地域づくりの推進

今後30年間に大規模な災害が起きる可能性が国から発表されたことから、支援が必要な方々の見守りや災害に備えるため、研修会や講習会等を通じ地域ぐるみでの防滅災活動を士別市と連携のもと更に推進します。

また、令和3年3月には「災害時等における要支援者移送に関する協定書」・「災害時等におけるボランティア活動に関する協定書」を士別市と締結しており、より一層防災意識を高めてまいります。

◇防災関連会議等への参画

◇災害ボランティアセンター体制整備

◇災害に強い地域づくり研修会の実施

(6) 地域助け合い活動協議体実施事業への推進協力

◇買い物サポート事業

一人での買い物に不安のある方等を対象に研修を受けたサポーターが同行し、買い物の支援をいたします。より市民が利用しやすい体制整備を進め、更に事業充実を図ります。

◇地域食堂開催事業

地域住民の居場所・繋がりづくりを目的に、開催推進協力を進めてまいります。

(7) 総合相談事業の推進

生活支援活動として社協事務所・民生委員宅に心配ごと相談所を設置し関係機関等との連絡・連携を密にし、総合相談事業を充実してまいります。

5. 在宅福祉サービス事業の推進

住民の生活をめぐる社会情勢はますます複雑多様化し、特に急速に進む超高齢社会に対応する在宅福祉の推進は大きな課題となっておりますことから、次の事業を推進します。

(1) 入浴介護事業（施設入浴） [士別市受託事業]

在宅での入浴が困難な身体障がい者（児）や高齢者を対象とした、施設入浴を提供します。

(2) 士別市桜丘荘特定施設入居者生活介護ホームヘルパー派遣事業 [士別市受託事業]

要支援・要介護者が徐々に増加している養護老人ホームにおいて、介護保険サービスの一つである外部サービス利用型としてホームヘルパーの派遣を委託されたものであり、施設指定管理者と連携のもとサービス提供に努めます。

(3) 士別市在宅介護支援センター運営事業 [士別市受託事業]

市内に3ヶ所開設されている総合相談窓口の1ヶ所を受託運営しており、社協本来の機能を十分に発揮します。

また、士別市地域包括ケア推進課と連携を図りながら、介護予防事業などについて積極的に取り組みます。

(4) 権利擁護事業

◇士別地域成年後見センターの運営 [士別市・和寒町・剣淵町・幌加内町委託事業]

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方の生活や権利と財産を守る成年後見制度の利用を円滑にできるよう支援を行い、適切な運営をします。

- ・成年後見制度の普及・啓発

出前講座等として地域に伺い、成年後見制度の説明会等を実施し、潜在化するニーズの発掘と制度の利用促進を図ります。

- ・市民後見人の活動支援

市民後見人が適切・安心して活動できるようフォローアップ研修や後見事務に関わる相談等を通じて支援します。

- ・運営協議会・地域連携ネットワーク会議の推進

成年後見センターの適正な後見業務等運営に関する協議を開催します。

また、ネットワークづくりとして、法的専門職・地域の関係者・介護・医療・福祉の専門職と連携を図り複雑かつ多様化する個々のニーズに対して支援する体制づくりをします。

◇日常生活自立支援事業の推進 [北海道社会福祉協議会及び1市3町委託事業]

認知症や知的障がい・精神障がいなどにより、判断能力に不安のある方に対して福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などを行うことにより、自立した生活が送れるよう支援します。

(5) 関係機関等との連携強化

地域福祉の総合的機能的サービスを確立するため、士別市地域包括ケア会議、士別市子どもの権利委員会、北海道ホームヘルパー協会等、他関係機関への参画を含め、より一層連携を深めます。

また、医療・保健・福祉のネットワークの確立及び福祉ニーズ把握と援助活動のための地域内ネットワークの確立に向けても、自治会単位の福祉研修会などに積極的に出かけ、一層の連携強化に努めます。

6. 介護保険事業の実施

介護保険事業としてケアプランの作成機関となる指定居宅介護支援事業者、また、ホームヘルプ事業・訪問入浴事業の指定居宅サービス事業者として運営規程等を遵守するとともに、士別市介護予防の担い手としても、質の向上と信頼される事業者となるよう努めます。

(1) 指定居宅介護支援事業所

○士別市社協居宅介護支援事業所

(2) 指定居宅サービス事業所

- 士別市社協ヘルパーステーション
- 士別市社協訪問入浴事業所

7. 障がい者総合支援事業の実施

平成25年度より障害者自立支援法から、障害者総合支援法となった背景を踏まえ、
当会としても引き続き日常生活及び社会生活の支援等、障がい者（児）福祉の更なる
推進に努めます。

(1) 指定居宅介護サービス事業所

- 士別市社協ヘルパーステーション

8. ボランティア活動の推進

(1) 士別市ボランティアセンター事業の推進

福祉のまちづくりを進め、地域における福祉コミュニティの形成を図るために、士
別市ボランティアセンターが中心となりボランティア養成や研修会等の事業に取り組み
情報提供及び個人ボランティア登録等、いつでも・どこでも・誰でも・ボランティア
活動に参加できる体制整備に努めます。

(2) 学童生徒のボランティア活動普及事業の推進

小・中・高等学校の児童・生徒を対象に、福祉教育・学習の機会を提供し、体験・
交流活動等を推進することにより社会福祉への理解と関心を深め、福祉のこころ・ボ
ランティア精神を養うことを目的として、生徒数20人以上の小中学校・高等学校は
1校4.5万円、生徒数20人未満の小中学校は1校2.5万円を助成し活動の推進を図り
ます。

また、教員を対象に「ボランティア指定校担当者会議」を実施し、福祉ボランティ
アについての情報交換の場を提供してまいります。

(3) 士別市福祉ボランティアのまちづくり事業

「共に支えあう地域社会づくり」の推進を目指し、次に掲げる事業を各関係団体と
連携を保ちながら、青少年にあっては体験活動を主に開催するとともに、より一層全
市的なボランティア活動の普及定着に努めます。

ア、士別市民ボランティアスクール	[継続]
イ、講師派遣事業（子どもの心を育む福祉教育推進事業等）	[継続]
ウ、士別市福祉教育懇談会	[継続]
エ、士別市中学生・高校生ワークキャンプ	[継続]
オ、ボランティア指定校担当者会議	[継続]
カ、土曜ボランティア学習塾「さぼてん」	[継続]
キ、住民福祉活動を進めるつどい	[継続]
ク、2市2町ボランティア研修交流会	[継続]
ケ、声の図書貸出事業	[継続]
コ、使用済み切手、リングプル、エコキャップ等の収集活動	[継続]

9. ノーマライゼーション事業の推進

(1) 「ふれあい広場'22in しべつPART38の開催」

障がいの有無に関わらず、共に地域社会の中で支えあって生きていく「ノーマライゼーション」の考え方を普及・定着することを目的として、7月2日（土）・3日（日）ふれあい広場を開催し、住民の深い理解と協力のもと事業の展開を図ります。

(2) 障がい者団体等への支援

- ◇障がい者団体等活動支援
- ◇職親会等との連携による雇用支援
- ◇各種研修会等への参加促進
- ◇福祉の店「シュペツ」運営

障がい者の自立と社会参加を目指して平成9年に開設し、運営委員会として作業所等の作品販売を通し、障がいをもった方々の働く場の確保、及び地域住民との交流拡大に引き続き努めます。また、平成28年10月開設のいきいき健康センターでの売店・喫茶コーナーの運営を通して、障がい者の就労等推進に取り組みます。

10. 士別市受託事業

(1) サポートセンターしべつ受託事業（平成13年11月）

サポートセンターしべつの適切な管理運営を受託するとともに、必要に応じ随時、施設修繕等を実施し、センターの有効活用を図りながら利用者の福祉向上に努めます。

(2) 福祉パトロール受託事業（昭和46年4月）

(3) 施設入浴受託事業（昭和54年4月）

(4) 士別市在宅介護支援センター運営受託事業（平成11年7月）

(5) 要介護認定調査受託事業（平成12年4月）

(6) 士別市桜丘荘特定施設入居者生活介護ホームヘルパー派遣事業（平成21年4月）

(7) 士別市障がい者移動支援事業（平成23年2月）

(8) 士別市地域サロン開催支援事業（平成26年4月）

(9) 士別地域成年後見センター運営事業（平成31年4月）

11. その他主な活動

- ①生活支援活動（心配ごと相談所運営事業等）
- ②生活福祉資金貸付事業
- ③苦情解決委員会の活動（虐待防止委員会活動を含む）
- ④共同募金事業（赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい運動）
- ⑤日本赤十字社事業
- ⑥その他必要な事業